

広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

平成19年3月28日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(口頭により開示請求ができる保有個人情報)

第2条 実施機関は、条例第10条第2項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を広島県後期高齢者医療広域連合の掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示するものとする。

(行政文書の写しの交付に要する費用等)

第3条 条例第21条第1項に規定する写しの交付に要する費用は、写しの作成に要する費用と送付に要する費用とする。

- 2 前項の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとし、送付に要する費用は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。
- 3 前項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。
- 4 行政文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(保有特定個人情報の写しの作成に要する費用の免除)

第3条の2 条例第21条第2項に規定するその者が負担すべき費用の額は、条例第2条第5号に規定する保有特定個人情報が記録されている行政文書の写しの作成に要する費用とする。

- 2 広域連合長は、前項の費用を納付する資力がないと認めるときは、当該費用を免除することができる。
- 3 前項の規定による費用の免除を受けようとする者は、条例第10条の規定による開示請求書の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を広域連合長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、第1項の保有特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(閲覧の制限等)

第4条 保有個人情報記録されている行政文書を閲覧する者は、当該行政文書を毀損し、又は汚損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、行政文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(運用状況の公表)

第5条 条例第40条の規定による運用状況の公表は、個人情報取扱事務の登録件数、開示請求等の件数その他必要な事項を掲示場に掲示して行うものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年11月9日規則第2号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月12日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

行政文書の種類	写しの作成の方法		金額	
1 文書、 図画	複写機による写し	(単色刷り)	1枚につき	10円
		(多色刷り)	1枚につき	20円
2 電磁的 記録	(1) 用紙に印刷したものの	(単色刷り)	1枚につき	10円
		(多色刷り)	1枚につき	20円
	(2) 光ディスクに複写したもの		1枚につき	100円

備考

- 1の項及び2の項の(1)については、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 3 この表に掲げるもの以外の写しの作成に要する費用の額は、実費を算定し

て定める額とする。